

「公共施設等総合管理計画」策定指針の概要

背景

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って、公共施設等の総合かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要

「公共施設等総合管理計画」の策定（平成26年4月22日総務大臣通知により、地方公共団体にH28年度までの策定要請）

<公共施設等総合管理計画の内容>

※インフラ施設を含む全ての公共施設等を対象として作成すること。

1 公共施設等の現況及び将来の見通し

- 老朽化の状況など公共施設等の現況及び将来の見通し
- 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- 公共施設等の維持管理や更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み

2 公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- 計画期間は、少なくとも10年以上
- 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策を記載。情報を管理、集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましい。
- 現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を記載
- 計画の進捗状況等に応じ、順次計画をバージョンアップする。今後は、管理に関する基礎情報として固定資産台帳を活用することが望ましい。

3 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

- 現状や課題、管理に関する基本的な考え方について、施設類型（道路、学校等）の特性を踏まえて定めること。

<インフラ長寿命化計画の体系>

